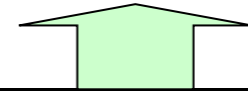


平成25年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

|       |  |  |                           |                 |                                      |      |          |
|-------|--|--|---------------------------|-----------------|--------------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | デマンドバス運行<br>○デマンドバスの運行【重点戦略1】  |  | 所管部課                      | 市民生活部           | 生活安全課                                |      |          |
| 意 図   | 本市の公共交通は、JR宇都宮線が南北に走り、民間バスが石橋駅から宇都宮、真岡方面へと市外に向かう路線しか存在しないため、市内に公共交通空白地域が存在している。<br>この空白地域を埋めるため、公共交通サービスを再編することで、市民や地域のニーズに合った利用される生活交通制度としていく。              |  |                           |                 |                                      |      |          |
| 事業概要  | 市内デマンドバスの運行<br>温浴施設(きらら館・ふれあい館)を中心とする市内循環バスや福祉タクシーを運行していたが、平成23年度で運行廃止となり、高齢者等交通弱者の外出支援の交通機関を確保する必要がある。<br>そのため、公共交通空白地域の解消と高齢者外出支援のための手段として、デマンドバスの運行を開始する。 |  |                           |                 |                                      |      |          |
| 事業内容  | 総合計画での位置づけ   | 章 3  | 都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり | 節 2             | 人に優しい交通環境の整備                         | 施策 4 | 公共交通網の充実 |
|       | 根拠法令等  | 下野市地域公共交通会議設置条例  |                           |                 |                                      |      |          |
|       | 事業種別   | ○  | 市単独事業                     | 施設整備や基盤整備等の建設事業 | 設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの |      |          |
|       | 新規・継続  | 継続   |                           |                 |                                      |      |          |
|       | 事業詳細・手段  | 市内を合併前の旧行政区ごとに3エリアに区分し、エリアごとに10人乗りワゴン車(9人乗車可能)3台で、「ドア・トゥ・ドア」型のデマンドバスを運行する。<br>デマンドバス利用に際しては、市内在住者を対象として、事前登録をし、利用する1時間前までには予約をする。<br>利用料金は、エリア内については、大人300円、子供200円とし、エリアを超えての利用には、乗継料として200円を別途徴収する。<br>毎年度「下野市地域公共交通会議」を開催し、利用実態を把握したうえで、より良い公共交通機関を目指す。  |                           |                 |                                      |      |          |
|       | 市の関与のあり方   | 市が事業主体   |                           |                 |                                      |      |          |
|       | 事業量・頻度   | 進捗状況 平成23年11月15日運行開始<br>登録者数:1,962人(H25.4.1日現在)<br>(当初予定:1,050人)<br>利用者数:22,942人(H24.4.1~H25.3.31)<br>1か月平均利用者数:1,911人 (1か月平均利用予定者数:3,150人)<br>利用施設については、医療機関や公共施設等が84%を占めている。   |                           |                 |                                      |      |          |
|       | 総事業費(経費内訳)   | 下野市公共交通整備事業<br>H26 23,134千円<br>報酬 264千円(委員報酬 15名分)、報償費 300千円(免許自主返納支援)、食糧費 5千円(会議飲物代)<br>委託料 22,565千円(運行管理委託料)<br>・免許自主返納支援(11枚つづり回数券を2綴り交付する。)<br>6,000円×50人分<br>・デマンドバス運行管理業務委託<br>10人乗りワゴン車3台、年間運航日数 360日、午前7時から午後5時まで<br>※事業費が年度ごとに減になるのは、業務委託時に総事業費から運賃収入分を差し引いた分を委託料としていることから、利用率が向上すれば運賃収入も増加するため、委託料の減につながります。 |                           |                 |                                      |      |          |
|       | 年度別事業費   | 平成25年度 予算 (単位:千円)  | 平成26年度 事業費見込(単位:千円)       | 事務事業所属課番号       | 5                                    |      |          |
|       |  | 24,858   | 23,134                    |                 |                                      |      |          |

| 事業推進方針 |                           |
|--------|---------------------------|
|        | 積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業 |
| ○      | 事業内容を見直しながら実施する事業         |
|        | 当面実施しない事業、または廃止・休止する事業    |

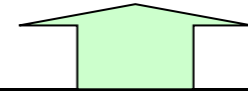


| 事業推進方針判断に際しての3つの視点  |   |  |    |   |    |   |
|---|---|--|----|---|----|---|
| 必要性   | <p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p> | <table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td></td> </tr> </table> | 高い | ○ | 低い |   |
|   | 高い  | ○  |    |   |    |   |
|   | 低い  |  |    |   |    |   |
| <p>総合計画では、3章2節人に優しい交通環境の整備、施策4「公共交通網の充実」に位置付けられています。<br/>交通不便地域に居住する交通弱者である市民の、日常生活に不可欠な交通手段を確保することは、必要性が高いとしました。</p>   |   |  |    |   |    |   |
| 熟度・緊急性  | <p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p>  | <table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td></td> </tr> </table> | 高い | ○ | 低い |   |
|   | 高い  | ○  |    |   |    |   |
| 低い  |   |  |    |   |    |   |
| <p>・平成24年3月までは、無料循環バスや福祉タクシーを同時運行していたことで、利用者数が目標に届かない状況でありましたが、交通空白地域での解消が図られており、平成24年4月以降は、高齢者等の交通弱者の利用も上向き傾向になっています。<br/>・平成25年3月以降、月平均2,100人の方が利用していますが、多くが高齢者や運転免許を持たない方で、利用場所も医療機関や公共施設への利用のため、休廃止をするとその方々の生活に大きな影響が生じてしまいます。<br/>以上のことから熟度・緊急性は高いとしました。</p> |   |  |    |   |    |   |
| 効率性   | <p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減や行政サービスの充実・向上に向けた改善・工夫を行っているかなどを判断基準としています。</p>   | <table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td>○</td> </tr> </table> | 高い |   | 低い | ○ |
|   | 高い  |  |    |   |    |   |
| 低い  | ○   |  |    |   |    |   |
| <p>・平成25年度より、利用率向上のため、運転免許証を自主的に返納した65歳以上の方を対象に、デマンドバスの11枚綴り回数券2冊を交付する事業を開始していますが、事業開始後の実績などに基づき、利用促進を図るための新たな展開や、市民からの改善要望に対する検討が必要となっています。<br/>・平成23年からの新規事業であり、事業開始後の検討事項が多くなっており、今後も課題解決のための取組が重要となっています。<br/>以上のことから改善・工夫の余地があるとして、効率性は低いとしました。</p>          |   |  |    |   |    |   |

平成25年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

|              |   |   |                     |                 |                                      |      |            |
|--------------|---|---|---------------------|-----------------|--------------------------------------|------|------------|
| 事務事業名        | 自治会長等事務報償事業<br>○コミュニティ活動の促進   |   | 所管部課                | 市民生活部           | 生活安全課                                |      |            |
| 意 図          | 市民に対する行政情報の周知を効果的に行い、市政の円滑な推進と、地域社会における市民と行政の連携を推進し、協働によるまちづくりを図ることを目的とした自治会長・自治会活動の活動支援。   |   |                     |                 |                                      |      |            |
| 事業概要         | 自治会長・自治会活動の支援。<br>自治会長報酬、自治会振興費の交付。   |   |                     |                 |                                      |      |            |
| 事業<br>内<br>容 | 総合計画での位置づけ  | 章 6   | 市民と行政の協働による健全なまちづくり | 節 1             | 協働のまちづくりの推進                          | 施策 1 | まちづくり活動の推進 |
|              | 根拠法令等   | 下野市自治会長設置規則<br>下野市自治会事務費等交付要綱   |                     |                 |                                      |      |            |
|              | 事業種別  | ○   | 市単独事業               | 施設整備や基盤整備等の建設事業 | 設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの |      |            |
|              | 新規・継続   | 継続  |                     |                 |                                      |      |            |
|              | 事業詳細・手段   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・下野市自治会長設置規則に基づき、市長は住民自治組織の代表として自治会長となった者を、非常勤の特別職として委嘱し、下野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき報酬を支給する。</li> <li>規則により、委嘱された自治会長は、市の行政事務のうち、次に掲げる事務を処理することとなっています。</li> <li>(1)市広報紙の配布に関すること。(2)一般周知事項に係る文書の配布に関すること。</li> <li>(3)災害発生時における被害の調査及び救助物資等の配布に関すること。</li> <li>(4)市と自治会住民の連絡に関すること。(5)その他市長が必要と認めた事項に関すること。</li> <li>・自治会に対しては、自治会単位で行う事業及び活動に対して、下野市自治会事務費等交付要綱に基づき自治会振興費交付金を交付する。</li> <li>・市内の自治会及び自治会長の連絡調整等を図るため、規則に基づき下野市自治会長連絡協議会を設置し、共通の課題解決に向けての協議や研修等必要な事業を行っている。</li> </ul> |                     |                 |                                      |      |            |
|              | 市の関与のあり方  | 市が事業主体  |                     |                 |                                      |      |            |
|              | 事業量・頻度  | 平成25年度自治会加入率 15,469世帯/21,996世帯(加入率:70.3%)<br>平成23年度より下野市自治会長連絡協議会の支部(南河内支部・石橋支部・国分寺支部)ごとに、総会終了後に自治会長会議及び研修会を開催している。内容については、青少年育成会議、社会福祉協議会、総務課、環境課、高齢福祉課、社会福祉課、生活安全課等からの年間委託業務についての説明及び意見交換を実施して、行政と自治会との連携を図っている。<br>自治会長全体研修としては、東日本大震災以降、防災に対する関心が高いことから、防災センター等を視察研修し、自主防災組織作りの一助となるような取り組みをしている。   |                     |                 |                                      |      |            |
| 総事業費(経費内訳)   | H26事業費 42,445千円<br>報酬 自治会長報酬 13,610千円<br>旅費 35千円<br>需用費 印刷製本費 415千円<br>負担金、補助及び交付金<br>補助金 市自治会連絡協議会補助金 500千円<br>交付金 自治会振興費交付金 27,885千円<br>報酬<br>均等割 50,000円×147人<br>世帯割 400円×15,650<br>世帯交付金均等割 30,000円 1,500円×15,650世帯 |   |                     |                 |                                      |      |            |
| 年度別事業費       | 平成25年度 予算 (単位:千円)   | 平成26年度 事業費見込(単位:千円)   | 事務事業所属課番号           | 26              |                                      |      |            |
|              | 42,445  | 42,445  |                     |                 |                                      |      |            |

| 事業推進方針 |                           |
|--------|---------------------------|
|        | 積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業 |
| ○      | 事業内容を見直しながら実施する事業         |
|        | 当面実施しない事業、または廃止・休止する事業    |



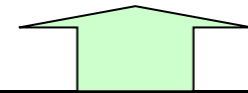
| 事業推進方針判断に際しての3つの視点 |   |              |
|--------------------|---|--------------|
| 必要性                | 事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。  | 高い ○<br>低い   |
|                    | 総合計画では、6章1節協働のまちづくりの推進、施策1「まちづくり活動の推進」に位置付けられています。<br>自治会長については、市民に対する行政情報の周知を効果的に行い、市政の円滑な推進と、地域社会における市民と行政の連携を推進し、協働によるまちづくりを図るために、市長が、住民自治組織の代表として非常勤特別職として委嘱するものであり、規則・要綱に基づく本事業について、必要性は高いとしました。   |              |
| 熟度・緊急性             | 事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。   | 高い ○<br>低い   |
|                    | ・自治会は、会員相互に協力し、地域の問題解決に取り組むとともに、住民の連帯意識の向上に努めており、その活動は地域によって多少の違いはあるものの次のようなものがあげられます。<br>(1)市広報紙・行政カレンダーなどの各戸配付 (2)お知らせ文書等の回覧 (3)ごみステーションの整備・管理 (4)青少年の健全育成、地域を守るための要望や陳情 (5)子ども会や老人クラブ等への助成 (6)夏祭りなど地域での伝統行事 など。<br>・自治会単位で行う事業及び活動に対して、自治会振興費を交付することにより、様々な場面においての市と市民との円滑な連携、また市政情報等の周知が図れていると考えられます。<br>以上のことから熟度・緊急性は高いとしました。 |              |
| 効率性                | 事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減や行政サービスの充実・向上に向けた改善・工夫を行っているかなどを判断基準としています。  | 高い ○<br>低い ○ |
|                    | ・自治会は、住民に最も身近なコミュニティ組織として、防災・防犯などの生活に密着した活動をはじめとした、多様な活動を行っており、自治会の重要性はますます高まっています。<br>・日々の生活の中で発生する様々な公共的な問題や課題の解決は、行政の力だけでは難しく、地域での取り組みが欠かせないため、市としても自治会加入促進に向けた取り組みが重要となっています。<br>・自治会長連絡協議会などを活用して、各支部又は単位自治会が抱える問題等を把握し円滑な行政運営を図っていますが、課題解決に向けた検討が必要となっていると考えられます。<br>以上のことから改善・工夫の余地があるとして、効率性は低いとしました。                       |              |

平成25年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

|       |   |  |                           |           |                 |      |                                      |
|-------|---|--|---------------------------|-----------|-----------------|------|--------------------------------------|
| 事務事業名 | 三王山地区市有地整備事業<br>○三王山地区市有地の整備【重点戦略3】   |  | 所管部課                      | 建設水道部     | 都市計画課           |      |                                      |
| 意 図   | 三王山地区の市有地を整備することにより、当該地域のみならず、周辺地域の交流が図られ、地域の活性化を図ることができる。  |  |                           |           |                 |      |                                      |
| 事業概要  | 市有地の有効活用を図るため、旧南河内町において策定されたふれあいプラザ構想に基づき、ふれあい館東側の市有地約10.4haに都市公園を整備する。整備に当たっては、ふれあい館との連携を十分に考慮したものとする。 |  |                           |           |                 |      |                                      |
| 事業内容  | 総合計画での位置づけ  | 章 3  | 都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり | 節 3       | うるおいのある緑環境の整備   | 施策 1 | 公園・緑地の整備                             |
|       | 根拠法令等   | 都市公園法<br>下野市都市公園条例及び同施行規則  |                           |           |                 |      |                                      |
|       | 事業種別  | ×  | 市単独事業                     | ○         | 施設整備や基盤整備等の建設事業 | ×    | 設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの |
|       | 新規・継続   | 継続   |                           |           |                 |      |                                      |
|       | 事業詳細・手段   | H24年度、土地利用に関する事前協議の変更及び都市再生整備計画交付金事業の新規採択が完了。また、三王山公園整備市民懇談会を4回開催して基本計画案を作成し、パブリックコメント実施後基本設計が完成した。<br><br>公園整備コンセプト<br>・自然林と古墳を生かした体験・活動型の公園整備。<br>公園のテーマ<br>・人とのふれあい、歴史とのふれあい、自然とのふれあい、新しい自分との出会い。<br>公園配置計画(整備施設)<br>・ハラゾーン (駐車場、多目的広場の配置)<br>・サトゾーン (キャンプ場、ドックラン施設の配置)<br>・イケゾーン (風景になじむような調整池の配置)<br>・モリゾーン (古墳や平地林を保全し古代ひろば等を配置) |                           |           |                 |      |                                      |
|       | 市の関与のあり方  | 市が事業主体である。   |                           |           |                 |      |                                      |
|       | 事業量・頻度  | 整備面積:約10.4ha<br>H25<br>・基本設計をもとに実施設計を行い、年度別整備計画を作成する。<br>H26<br>・整備工事(敷地造成工、植栽工(張芝)、設備工、園路広場整備工、管理施設整備工等)<br>H27<br>・整備工事(現在実施設計中)<br>H28<br>・整備工事(現在実施設計中)  |                           |           |                 |      |                                      |
|       | 総事業費(経費内訳)  | 三王山地区市有地整備事業 584,729千円<br>H25 事業費<br>内訳 委託料 18,587千円(実施設計業務委託、埋蔵文化財試掘調査等)<br>借上料 142千円(トイレ借上料)<br>H26 事業費<br>内訳 工事費等 250,000千円(敷地造成工33,000千円、植栽工(張芝)36,000千円、設備工58,000千円、園路広場整備工31,000千円、管理施設整備工92,000千円)※概算工事費<br>H27 事業費<br>内訳 工事費等 250,000千円(現在実施設計中)<br>H28 事業費<br>内訳 工事費等 66,000千円(現在実施設計中)                                       |                           |           |                 |      |                                      |
|       | 年度別事業費  | 平成25年度 予算 (単位:千円)  | 平成26年度 事業費見込(単位:千円)       | 事務事業所属課番号 | 19              |      |                                      |
|       |   | 18,729   | 250,000                   |           |                 |      |                                      |

事業推進方針

|   |                           |
|---|---------------------------|
| ○ | 積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業 |
|   | 事業内容を見直しながら実施する事業         |
|   | 当面実施しない事業、または廃止・休止する事業    |



事業推進方針判断に際しての3つの視点

|        |  |    |   |
|--------|--|----|---|
| 必要性    | 事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。   | 高い | ○ |
|        | 総合計画では、3章3節うるおいのある緑環境の整備、施策1「公園・緑地の整備」に位置付けられています。<br>本事業は、旧南河内町において、生涯スポーツの振興・健康の維持・地域福祉の推進、さらにはコミュニティ活動・文化活動の拠点として整備が開始され、平成9年に、中心施設である「ふれあい館」が建設され、その後「下野市」に引き継がれた事業になります。<br>(仮称)三王山公園の目指す姿や従前の整備計画などを踏まえ、将来の下野市を見据えた新たな整備は、必要性が高いとしました。   | 低い |   |
| 熟度・緊急性 | 事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。  | 高い | ○ |
|        | ・新市合併から7年が経過し、市街地部・市街地郊外や各地域のバランスに配慮した都市づくりを実施しているところであり、本地区の公園整備は、地域活性化の一つの大きな事業として、地域住民の期待が高まっています。<br>・特に、「道の駅しもつけ」の利用者をふれあい館の利用にも繋げ、温水プールや歴史館との周遊効果を図ることで、一層の地域振興につながることを望まれています。<br>・近年、次世代を担う子どもの教育の充実や市民の生涯学習への意欲が高まっていることから、古墳活用を図る本事業の熟度も高まってきているといえます。<br>以上のことから熟度・緊急性は高いとしました。 | 低い |   |
| 効率性    | 事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減や行政サービスの充実・向上に向けた改善・工夫を行っているかなどを判断基準としています。   | 高い | ○ |
|        | ・整備にあたっては、都市公園として位置付けるとともに、整備費用及び将来の維持管理コストの削減が図れるよう十分意識しながら基本設計を行い、平成28年度中の供用開始を目指しています。<br>・大規模な工事となることから、財源は国庫補助金、合併特例債を有効活用し、一般財源の圧縮を図る予定です。<br>・整備後の案内拠点施設における活動案内スタッフ・ボランティアの配置や、地元や市民団体との連携を図ることなどが今後の検討課題となります。<br>以上のことから改善・工夫は高いとしました。   | 低い |   |